

入札説明書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）北陸新幹線建設局の敦賀・新大阪間用地関係概略検討資料作成5に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 手続開始の公示日 令和3年6月17日

2 契約担当役等

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 北陸新幹線建設局長 堀口 知己

福井県福井市大手二丁目7番15号（明治安田生命福井ビル6階）

3 役務概要

(1) 役務件名 敦賀・新大阪間用地関係概略検討資料作成5（電子入札対象案件）

(2) 役務内容 本役務は、京都府内において、用地に関する情報を収集、整理し、用地関係の概略検討資料を作成する業務である。

(3) 役務の詳細な説明

作業種別	単位	数量	備考
用地関係概略検討資料作成	式	1	

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和4年2月28日まで

(5) 本役務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより実施する対象役務である。
ただし、以下の点に留意すること。

ア 当初より、電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。この申請の受付窓口及び受付期間は次のとおりである。

(ア) 受付窓口 〒532-0003

大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号（新大阪トラストタワー11階）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

北陸新幹線建設局 総務部 契約課 契約係

電話 06-6394-6029 FAX 06-6394-6044

電子メールアドレス keiyaku.osk@jr-tt.go.jp

(イ) 受付期間 令和3年6月17日（木）から令和3年7月1日（木）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、10時から16時まで。

イ 電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札への途中変更は認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと契約担当役が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

ウ 以下、本説明書において、紙入札による場合の記述部分は、全て上記の契約担当役の承諾を前提として行われるものである。

(6) その他

参加表明書様式及び別冊資料の交付方法は次のとおりである。

ア 交付期間 令和3年6月17日(木)から令和3年7月30日(金)まで。

イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。

アドレス：<https://www.jrtt.go.jp/>

なお、ダウンロードするためにはパスワードが必要であり、パスワードは電子入札システムにおける本案件の調達案件概要欄に掲載する。

ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難しい者は、3(5)ア(7)に連絡し、別途交付方法について指示を受けること。

4 指名されるために必要な要件

指名される者は、次の(1)から(3)までの条件を満たしている入札参加者とする。

ただし、条件を満たしている入札参加者が多数のときは、(2)の「当該業務における技術的適性」の評価結果を基に指名されないことがある。

(1) 入札参加者に要求される資格

ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程(平成15年10月機構規程第78号。以下「契約事務規程」という。)第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。

イ 当機構における「用地測量調査」に係る令和3・4年度一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)

ウ 当機構理事長から「近畿地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号。以下「指名停止等措置要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

オ 当該業種区分における令和2年度の当機構の作業成績が、平均で60点未満でないこと。

(2) 入札参加者を選定するための基準

競争参加者の指名基準について(平成15年10月1日付け経会第24号・鉄業契第7号通達)に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)に基づく登録状況、役務の実績並びに配置予定の技術者の資格、役務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

評価基準は、下記のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		判断基準
参加表明者(企業)の実績及び能力	資格要件	技術部門登録	補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)に基づく登録状況
			下記の順位で評価する。 ①総合補償部門に登録がある。 ②土地調査部門、物件部門、補償関連部門の3部門全ての登録がある。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。

	専門技術力	成果の確実性	平成 23 年度から本件の参加表明書の提出日までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。）の実績の内容(当該実績が当機構の実績で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務実績とすることができる。)	下記の順位で評価する。 ①同種役務の実績がある ②類似役務の実績がある なお、上記に該当しない場合は選定しない。
			平成 28 年度から令和 2 年度までに完了し、引渡し済みの用地測量調査における当機構発注役務の作業成績	当機構発注役務の作業実績がある場合は、当該作業成績評定点の平均が 70 点以上の者を優位に評価する。
	地理的条件		本店、支店又は営業所の所在	京都府内に本店、支店又は営業所がある。 上記に該当しない場合は選定しない。
	配置予定主任技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	技術者の資格、その専門分野の内容
専門技術力			役務執行技術力	平成 23 年度から本件の参加表明書の提出日までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。）の経験の内容(当該経験が当機構の役務経験で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。)
		成果の確実性	平成 28 年度から令和 2 年度までに従事した用地測量調査における当機構発注役務の作業成績	当機構発注の役務経験がある場合は、当該作業成績評定点の平均が 70 点以上の者を優位に評価する。

	専任性	専任性	本件の公示日現在における手持ち業務金額及び件数（照査技術者としての手持ち業務は除く）	本件の公示日現在における手持ち業務の契約金額の合計が4億円以上又は件数が10件以上の場合は選定しない。ただし、公示日現在における手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがあれば、契約金額の合計が2億円以上又は件数が5件以上の場合は選定しない。
--	-----	-----	--	---

※1 なお、同種又は類似役務とは以下のものをいう。

同種役務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る業務
類似役務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条第1項の別表に掲げる土地調査部門、物件部門、補償関連部門の3部門全てを含む業務

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等に伴い完了していない役務も実績又は経験として評価する。この場合は、履行期間の延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。

※2 類似役務の実績及び経験を1件名で満たすことができない場合は、複数件名をもって類似役務とみなすことができる。

※3 配置予定主任技術者の同種又は類似役務における経験は、主任技術者又は担当技術者としての経験に限る。

※4 手持ち業務とは、以下の業務をいう。

- ① 主任技術者又は担当技術者となっている1件当たりの契約金額が500万円以上の業務を対象とする。
- ② 手持ち業務には本役務は含まず、プロポーザル方式の特定後未契約のものを含む。
この場合は、参考見積金額を契約金額として取扱うこととする。
- ③ 手持ち業務の契約金額については、当機構発注の役務で、部分引渡しを行った役務がある場合は、引渡し部分に相当する金額を除いた額とする。
- ④ 複数年度契約の手持ち業務の契約金額については、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。なお、月数については、各月の日数に関係なく履行期間に含まれる月をひと月として算定する。
- ⑤ 設計共同体として受注した手持ち業務の契約金額については、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。なお、出資比率等で分担金額が確認できない場合は、総契約金額とする。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等に伴い公示日時点で完了していない業務は手持ち業務量とみなさない。この場合は、履行期間の延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。

(注) 配置予定主任技術者が、参加表明書提出後から本役務の落札決定までの間において、手持ち業務の契約金額又は件数が入札参加者を選定するための専任性の基準に抵触することとなった場合は、直ちに申し出ること。

なお、この場合の取り扱いとは以下のとおりとする。

- ① 指名通知受領前である場合は、参加表明書を取り下げること。
 - ② 指名通知受領後から入札書提出前である場合は、入札を辞退すること。
 - ③ 入札書提出後である場合は、入札説明書第 14 項の規定に基づき、入札を無効とする。
また、事前に判明していたにもかかわらず、本役務の落札後に申し出るなど不適切な対応を行った場合は、落札を無効とするとともに指名停止を行うことがある。
- (3) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得(以下「契約申込心得」という。)第 8 条第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

② 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③ 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

④ 組合の理事

⑤ その他業務を執行する者であって①から④までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正が阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他ア又はイ

と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

5 担当支社等

3 (5) ア (ア) に同じ。

6 参加表明書の提出等

(1) 本競争の参加希望者は、次に従い参加表明書を提出しなければならない。契約担当役は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。

参加表明書を提出することができる者は、参加表明書を提出する時において、4 (1) イに掲げる競争参加資格の認定を受けている者とする。

なお、提出期間内に参加表明書が提出場所に到達しなかった場合は、指名されない。

また、指名されなかった場合には、本競争に参加することはできない。

ア 提出方法

参加表明書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、参加表明書の容量が 10MB を超える場合は、書類一式（電子入札システムとの分割を認めない。）を提出場所へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）し、提出書類通知書（様式 5）のみ電子入札システムにより送信すること。

また、契約担当役から承諾を得て紙入札に移行した場合は、提出場所へ郵送等により提出すること。

なお、提出書類は表紙を 1 頁とした通し番号を付すこと。

イ 提出期間

令和 3 年 6 月 18 日（金）から令和 3 年 7 月 1 日（木）までの休日を除く毎日、10 時から 16 時まで（郵送又は託送の場合は提出期間内必着。）。

ウ 提出場所 3 (5) ア (ア) に同じ。

エ 使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式について

参加表明書の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式については、次のいずれかによるものとする。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないこと。

番号	使用するアプリケーションソフト	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word 2010 形式以上での保存
2	Microsoft Excel	Excel 2010 形式以上での保存
3	その他のアプリケーション	・ PDF ファイル（Acrobat 9.0 形式以上で作成したもの） ・ 上記に加え特別に認めたファイル形式

オ ファイル圧縮方法について

ファイルを圧縮する場合は、LZH 形式又は ZIP 形式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。

(2) 参加表明書は、次に従い作成すること。

参加表明書として、様式 1 から様式 4 まで作成すること。

イの役務の実績及びウの配置予定技術者の役務の経験は、平成 23 年度から本件の参加表明書の提出日までに役務が完了し、引渡し済みのものに限り記載すること。

当該役務実績又は役務経験が当機構の発注したものである場合には、作業成績評定点が 65 点以上のものに限る。

ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には、役務実績又は役務経験とすることができる。

ア 登録状況

補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）に基づく登録状況及び平成 28 年度から令和 2 年度までに完了し、引渡し済みの用地測量調査における当機構発注役務の作業成績について様式 2 に記載すること。（登録証明書の写し及び作業成績評定通知書の写しを添付すること。）

イ 役務の実績

当該役務と同種又は類似の役務の実績を様式 3 に記載すること。

記載する役務の実績は 1 件でよい。（類似役務の実績及び経験を 1 件名で満たすことができない場合は、複数件名をもって類似役務とみなすことができる。）

なお、同種又は類似役務とは以下のものをいう。

同種役務	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項の別表に掲げる総合補償部門に係る業務
類似役務	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項の別表に掲げる土地調査部門、物件部門、補償関連部門の 3 部門全てを含む業務

なお、記載できる業務は、自社で調査、算定、作成等を実施した業務に限る。

ウ 配置予定技術者の資格、役務の経験及び手持ち業務

配置予定主任技術者の資格、同種又は類似役務の経験及び手持ち業務について様式 4 に記載すること。（配置予定主任技術者が同種又は類似役務の経験をしたことが確認できる資料を添付すること。なお、記載できる業務は、配置予定技術者自らが調査、算定、作成等を実施した業務に限る。）

なお、手持ち業務については、本件の公示日現在のものを、次により記載すること。

- ① 当機構発注の調査基準価格を下回る金額で落札した役務がある場合は、件名の先頭に「低」を付して記載すること。
- ② プロポーザル方式による役務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、件名の後に「特定済」と明記し参考見積金額を記載すること。
- ③ 複数年度契約がある場合は、総契約金額と当該年度分の契約金額をそれぞれ記載すること。
- ④ 当機構発注役務で、部分引渡しを行った役務がある場合は、引渡し部分に相当する金額を除いた額を記載すること。
- ⑤ 設計共同体として受注した手持ち業務量の契約金額については、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）を記載し、出資比率が確認できる書類を提出すること。

また、平成 28 年度から令和 2 年度までに完了し、引渡し済みの当該業種区分における当機構発注の役務経験（500 万円以上のものに限る。）があれば記載すること。

エ イに示す役務の実績及びウに示す役務の経験として記載した役務に係る契約書の写し又は

テクリス完了時登録内容確認書の写しを提出すること。また配置予定の技術者の資格を証明する書類の写しを提出すること。

オ 地理的条件

京都府内に所在する本店、支店又は営業所について様式2に記載すること。また、本店、支店又は営業所があることを証明できる資料（社内組織図等）を提出すること。

(3) その他

ア 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された参加表明書は、返却しない。

ウ 契約担当役は、提出された参加表明書を入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

エ 参加表明書に関する問合せ先 3(5)ア(7)に同じ。

7 競争参加者の決定等

4による審査後、契約担当役が適当であると判断した応募者を競争参加者として決定する。

なお、競争参加者として決定した者に対しては、指名通知書を交付する。

8 非指名の理由の説明

(1) 参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由を電子入札システムにより通知する。

ただし、紙入札による場合は、書面により通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、契約担当役に対して非指名理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期限 (1)の通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）後の16時。

イ 提出場所 3(5)ア(7)に同じ。

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。

ただし、書面（様式は自由）を持参することにより提出することもできるが、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 契約担当役は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し電子入札システムにより回答する。

ただし、書面により説明を求めた者には、書面により回答する。

9 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、電子入札システムにより提出すること。

ただし、書面を持参し、又は郵送（書留等に限る。）することにより提出することもできる。電送によるものは受け付けない。

また、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問事項入力欄に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）や担当者の連絡先等は一切記載しないこと。このような質問があった場合には、公正な入札の確保ができないため、その者の行った入札を原則として無効とする。

ア 提出期間 令和3年6月18日（金）から令和3年7月21日（水）までの休日を除く毎日、8時30分から20時まで（ただし、最終日は16時まで。）。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、10時から16時まで。

イ 提出場所 3 (5)ア(ア)に同じ。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システム、持参又は郵送により提出された質問について電子入札システムに掲載するとともに、全ての質問に対する回答書を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和3年7月27日(火)から令和3年7月30日(金)までの休日を除く毎日、10時から16時まで。

イ 閲覧場所 3 (5)ア(ア)に同じ。

10 入札方法、入札及び開札の日時、場所等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出、あるいは紙により持参又は郵送（郵送による入札の場合は、配達証明付郵便に限る。）すること。電送による入札は認めない。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和3年7月30日（金）13時。

イ 紙による持参の場合は、令和3年7月30日（金）13時。

（事前提出の場合は、休日を除く10時から16時まで）

ウ 郵送による入札書の提出期限は、令和3年7月30日（金）13時。

- (2) 開札は、令和3年8月2日（月）10時。

- (3) 場所 〒532-0003

大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号（新大阪トラストタワー11階）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

北陸新幹線建設局 入札室

（ただし、郵送による入札書の提出場所は、3 (5)ア(ア)に同じ。）

- (4) 入札参加者は、入札書（再度の入札を行う場合の入札書を含む。）を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

ただし、辞退者に対し詳細な辞退理由書及びその裏付けとなる客観的な資料の提出並びにその内容について説明を求める場合があるので、その場合は、辞退者はこれを拒否することができないものとし、拒否した場合は不誠実な行為とみなして指名停止等の措置を行うことがある。

なお、入札を辞退した者は、辞退を理由として、以後の指名等において不利益を受けることはない。

- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11 入札価格内訳書の提出等

- (1) 第1回の入札に際しては、入札書に記載される金額に対応した入札価格内訳書の提出を求める。電子入札システムによる入札の場合は、入札書に入札価格内訳書のファイルを「添付資料追加」機能により添付し同時送信すること。

なお、契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した場合は、入札価格内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘して郵送又は持参すること。

(2) 入札価格内訳書の様式は自由とするが、送信に際して使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は6(1)エの表に示すいずれかによるものとし、記載内容は、工事等数量総括表に掲げる区分、工種、種別、単位、数量、単価及び摘要に対応する項目又は金額を表示したものとし、これに商号又は名称並びに住所及び役務件名を記載した書類とする。(紙による提出の場合は押印すること。)

なお、ファイルの容量は2MB以内に収めることとし、2MB以内に収まらない場合は、郵送又は持参すること。ただし、圧縮することにより2MB以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して送信することを認める。

(3) 入札価格内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 提出された入札価格内訳書は、入札書提出期限後直ちに確認するとともに、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(5) 入札価格内訳書の提出に関し、次のいずれかに該当する場合には、当該入札参加者が行った入札は無効とする。

ア 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)

(ア) 入札価格内訳書の全部又は一部を提出しない場合

(イ) 入札価格内訳書が白紙である場合

(ウ) 入札価格内訳書とは無関係の書類である場合

(エ) 他の入札に係る入札価格内訳書である場合

(オ) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

(カ) 紙による入札の場合で、入札価格内訳書に押印していない場合

イ 入札価格内訳書に記載すべき事項が欠けている場合

(ア) 内訳の記載がない場合

(イ) 入札説明書又は指名通知書にて指示された項目を満たしていない場合

ウ 本件の入札価格内訳書に加え、他の役務の入札価格内訳書が添付されている場合

エ 記載すべき事項に以下のいずれかの誤りがある場合

(ア) 発注者名に誤りがある場合

(イ) 案件名に誤りがある場合

(ウ) 提出業者名に誤りがある場合

(エ) 入札価格内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

オ 上記の他、入札価格内訳書中の各項目を合計した金額と合計金額が大幅に異なる場合等入札価格内訳書に重大な不備があると認められる場合

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 請負代金額の10分の1(ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、請負代金額の10分の3)以上(保証金納入箇所:三井住友銀行ベイサイド支店)。また、金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

13 開札

電子入札システムにより入札する場合は、開札時の立会いは不要。

紙入札の場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

14 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により指名された者であっても、開札の時に於いて当機構理事長から当該役務について指名停止を受けている者その他開札の時に於いて4に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

ア 手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札

イ 参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 別冊内容説明書及び別冊契約申込心得等において示した入札に関する条件に違反した入札

エ 入札価格内訳書を提出しない者等のした入札

15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が契約事務規程第25条に基づく調査基準価格を下回る場合は、契約事務規程第26条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うものとする。低入札価格調査の内容は、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程第25条の基準の取扱いに関する事務手続きについて」(平成31年1月7日付け事監契第181218002号・技積第181218002号通達)によるものとする。

16 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置

(1) 虚偽説明等への対応

低入札価格調査を経て契約を行った後に虚偽の資料提出又は説明を行ったことが明らかとなった場合は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 当該役務の作業成績評定において厳格に反映する。

イ 過去5年以内に上記アの措置を受けたことがあるなど悪質性の高い者に対しては、指名停止等措置要綱別表第2第15号により指名停止を行う。

(2) 結果の公表

低入札価格調査の結果は、別に定めるところにより公表するものとする。

(3) 契約後の取扱い

契約担当役は、低入札価格調査を実施した役務で履行可能と判断し契約した役務については、当該調査で提出させた資料及び調査報告書の写しを監督員へ送付することとし、監督員は作業計画書等の内容のヒアリングを主任技術者等から行うこととし、記載内容が当該調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認するものとする。

17 手持ち業務量の制限

本役務履行期間中の主任技術者の手持ち業務量（当該年度分）は、契約金額4億円かつ手持ち件数が10件（公示日現在の本役務を除く手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがあある場合は契約金額2億円かつ手持ち件数が5件）未満（本役務を除く。）とし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。

その上で、以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たす技術者に交代すること。

- (1) 当該主任技術者と同等の役務経験を有する者（当機構発注の役務経験で作業成績評定点がある場合は、65点以上のものに限る。ただし、当機構発注の作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。）
- (2) 当該主任技術者と同等の技術者資格を有する者
- (3) 手持ち業務量が本説明書において設定している配置予定の主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

18 手続における交渉の有無 無

19 契約書作成の要否等 要
別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

20 支払条件

前払金 無

出来形払 無

完成払

21 火災保険付保の要否 否

22 苦情申立て

本手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 03-3581-0262（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

23 関連情報を入手するための照会窓口

3(5)ア(7)に同じ。

24 その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊契約申込心得及び別冊契約書案を熟読し、契約申込心得を遵守すること。
- (3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 4(2)の役務の実績及び配置予定技術者の役務の経験については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における役務の実績及び役務の経験をもって

判断するものとする。

- (5) 落札者は、参加表明書に記載した配置予定の技術者を当該役務に配置すること。
- (6) 提出後における参加表明書の資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの契約担当役の了解を得なければならない。
- (7) 資格審査及び評価にあたって、当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。
- (8) 電子入札システムは、休日を除く毎日、8時30分から20時まで稼働している。
また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、当機構ホームページで公開する。
当機構ホームページアドレス <https://www.jrtt.go.jp/>
- (9) 電子入札システム操作上の手引書は、当機構ホームページで公開している。
- (10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先
- ア 電子入札システム操作・接続確認等の問合せ先
電子入札総合ヘルプデスク
電話 0570-007-522 (ナビダイヤル)
- ※お問合せの際は、以下の情報を必ずお知らせください。
- ・お問合せされた方のお名前
 - ・会社名／所属名
 - ・連絡先の電話番号
- イ ICカードの不具合発生時の問合せ先
取得しているICカードの認証機関。
ただし、申請書類などの提出期限又は入札の締切期限が切迫しているなど緊急を要する場合は、当機構北陸新幹線建設局総務部契約課へ連絡すること。
電話 06-6394-6029
- (11) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、送信内容を必ず印刷することとし、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な扱いを受ける場合がある。
- ア 参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- イ 参加表明書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ウ 指名通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- エ 非指名通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- オ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- カ 辞退届受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- キ 日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ク 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ケ 入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- コ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

- サ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- シ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ス 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- セ 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ソ 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

(12) 1 回目の入札が不調となった場合、再入札に移行する。再入札の日時については、電子入札、紙による持参、郵送が混在する場合があるため、契約担当役から指示する。開札時間から 30 分後には契約担当役から再入札通知書を送信する予定であるが、開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、契約担当役から連絡する。

(13) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上ある場合は、くじへ移行する。

25 契約に係る情報提供の協力依頼

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量（工事（設計等の役務を含む。）の名称、場所、期間及び種別）、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構 0B）の人数、職名及び当機構における最終職名
- イ 当機構との間の取引高
- ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時時点で在職している当機構 OB に係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（各年度の 4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）